

どうして判決が書けるのか！

仲戸川裁判長による 審理打ち切り 徹底弾劾！

暴走・迷走の
地裁民事5部

最重要証人の再喚問と実地検証を却下して

4時間 20 分の証言と弁論で
証拠調べの必要性さらに浮き彫り！

——6・25現闘本部裁判 証人尋問

日本の裁判所は最悪ですが、これほどひどい裁判官もめったにいません。訴訟指揮をめぐって暴走と迷走をくりかえしてきた仲戸川隆人裁判長（千葉地裁民事第5部）は、6月25日、怒りの声が渦巻く法廷で、ついに実質審理を打ち切る決定を強行しました。

この日決定に至るまで、2人の証人による4時間20分の証言と、弁護士3人の弁論が行われました。そのすべては最重要証人の陳述書の虚偽をあげ、旧地主と反対同盟の間に地上権が設定されていて地代も支払われていた事実を証明するもの。だれが聴いても重要証人の再喚問と検証の必要性は明らかでした。

合議10分。その結果が立証の終結宣言です。

5時間近くの証言と弁論の間、仲戸川裁判長と2人の陪席はいったい何を聴いていたのか?! これで公正な判決が書けるのか! 絶対に書けません。

法廷裏に公安警察 かたよった決定を力で強行

さらに、この日の滅茶苦茶な裁判を明かす事例2つ。

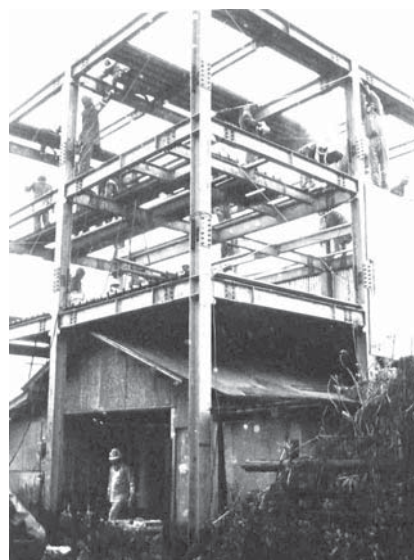
ひとつめは、却下理由を述べることを裁判長が拒否したことです。「説明しない。説明しないと言っているのに説明を求めるなら、ただちに結審」と口走りしました。まるで見戯に等しい言葉です。

ふたつめは、こともあろうに法廷裏に千葉県警公安刑事がいたことです。追及されたこの刑事は「警備要請に応じて職務についている」と答えました。司法の独立と公平性などみじんもありません!

安井地裁所長はホームページで「頼りがいのある裁判所」と書いていますが、偏った裁判を、権力を招き入れて押し通す姿こそ千葉地裁の現実です。

仲戸川裁判長徹底弾劾!! 不当決定は認めない!

(7月1日)



鉄骨建物は二重構造になっていて、中には登記された木造建物がある。これは地上権を証明するための決定的証拠。裁判長は実地検証をせず、証人調べを制限して、空港会社による証拠破壊の策謀を手助けしている(1988年建設中の写真)

【解説】

■この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こしました。

■最大争点は地上権。これを立証するために①登記された木造建物の存在を確認する実地検証、②旧地主の念書や地代支払いの事実を明らかにする公正な証人調べが必要です。

■ところが仲戸川裁判長は、被告・原告双方が申請する実地検証を拒否、重要証人の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮を強行したため、権利の回復を求めて闘っています。